

2017年4月

臨時報告書提出事由の見直し ～実例と今後の展望～

弁護士 柴田 弘典

2016年5月及び2017年2月のニュースレターで概観した海外募集・売出しに係る臨時報告書の提出事由の見直しに関する企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という。)等の改正を受けて、不動産投資法人の発行する投資証券のグローバル・オフリングの案件において、臨時報告書の提出を省略した例が実際に登場しつつある。

そこで、本ニュースレターでは、かかる事例において、従前は臨時報告書に記載すべきであった事項が、どういう形式で有価証券届出書に記載されているかを紹介するとともに、かかる方式の利用の今後の展望について若干の考察を試みることにしたい。

1 改正の概略と実例の紹介

2017年2月のニュースレター(https://www.amt-law.com/pdf/bulletins10_pdf/170227.pdf)で概観したように、開示府令等の改正は、日本企業による日本国内及び海外における有価証券の同時募集・売出し(いわゆるグローバル・オフリング)等の場合に、従前は国内分に関する有価証券届出書とともに海外分に関する臨時報告書の提出が必要であったところ、かかる臨時報告書に記載すべき事項を有価証券届出書に記載した場合には、海外分に関する臨時報告書の提出義務が生じない旨を定めたものである。

これを受け、大和ハウスリート投資法人が2017年3月3日に開始した投資証券のグローバル・オフリングにおいては、海外分について臨時報告書を提出せず、有価証券届出書の「第一部 証券情報」の「募集又は売出しに関する特別記載事項」に、従前は臨時報告書に記載すべきであった以下の事項の記載を行っている。

- (1) 海外募集を行う特定有価証券の名称
- (2) 海外募集における発行数(海外募集口数)
- (3) 海外募集における発行価格
- (4) 海外募集における発行価額の総額
- (5) 海外募集における引受人の名称
- (6) 海外募集をする地域
- (7) 海外募集における発行年月日(払込期日)
- (8) 安定操作に関する事項

また、スターアジア不動産投資法人が2017年3月17日に開始した投資証券のグローバル・オファリングは、海外分について英文目論見書を作成しない、いわゆる「臨報方式」と呼ばれていた方式でなされたものであるが、上記の例と同様に、海外分について臨時報告書を提出せず、有価証券届出書の「第一部 証券情報」の「募集又は売出しに関する特別記載事項」に、上記と同様の記載を行っている。

臨時報告書提出事由の見直しに係る開示府令等の改正案に関する2017年2月14日付のパブリックコメントに対する金融庁の考え方(以下「パブコメ回答」という。)においては、上記のような記載方法の他に、国内募集の記載欄に海外募集に係る事項を併せて記載する方法も挙げられていたが、上記の例においてはいずれもかかる方法は採用されなかった。本稿執筆時点までの間において臨時報告書の提出が省略されたその他の事例においても同様である。これは、臨時報告書の記載事項をそのまま「募集又は売出しに関する特別記載事項」として記載する方が簡便であるし、パブコメ回答において、国内募集の記載欄に併記する場合には当該記載が海外募集に係るものであることが明確となるとともに、海外募集に係る記載がなされていることが容易に認識できるように留意する必要があるとされているため、そのような実質的な判断が必要となる記載方法を避けたものと推察される。

2 今後の展望

不動産投資法人の投資証券のグローバル・オファリングにおいては、臨時報告書の提出を省略する方法が定着しつつあるが、臨時報告書の記載事項の有価証券届出書への記載方法に関しては、上記1において推察した理由により、今後も、有価証券届出書の「第一部 証券情報」の「募集又は売出しに関する特別記載事項」に、従前は臨時報告書に記載すべきであった事項をそのまま記載する方法が踏襲されることが予想される。

一方、本稿執筆時点においては、不動産投資法人以外の一般企業の有価証券のグローバル・オファリングにおいて臨時報告書の提出を省略した事例は存在しないものと思われるが、今後、一般企業にもかかる制度の利用が普及するかは、未知数である。既に上場されている不動産投資法人の投資証券のグローバル・オファリングは物件取得のための新規の資金調達のためになされるのが通常であるのに対して、上場企業の株式のグローバル・オファリングは、新規の株式発行のみならず大株主による売出しの形態でなされることも多い。上場企業の株式の売出しの国内分について有価証券通知書が提出され、有価証券届出書の提出が行われない場合には臨時報告書の提出を省略することはできないとされているため、例えば海外においては募集と売出しが行われる一方で国内においては売出しのみが行われるようなストラクチャーの場合には、国内分について有価証券通知書しか提出されない結果として、海外分に関しては臨時報告書を提出する必要がある。このように案件の進捗状況に応じてオファリング・ストラクチャーが変更される可能性がある案件の場合には、ストラクチャーの変更によって有価証券届出書の記載内容や臨時報告書の提出の要否が左右されることになってしまうため、この制度は必ずしも使い勝手の良いものになっていないと思われる。一方で、臨時報告書の提出を行うこととした場合には例えば海外分について英文目論見書に関する追補書類(Supplement)が作成される状況においては、この追補書類を添付書類として追加するための臨時報告書の訂正報告書を提出しなければならず、その結果、かかる訂正報告書の提出を反映するための有価証券届出書の訂正届出書の提出(ひいては目論見書の訂正事項分の作成・配布)が必要となる。これに対して、臨時報告書の提出を省略する制度を採用した場合には、そのような手続は不要となるため、案件の進捗状況によっては、書類の作成・配布の負担が軽減される可能性もある。今後は、臨時報告書の提出を省略することによる利便性とかかる制度を利用することによる上記のような限界を総合的に勘案して、その利用の是非を判断することになると思われる。実務の今後の動向が注目される。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 柴田 弘典(hironori.shibata@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩、福田直邦